

第 6713 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月30日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 期中に役員になった者に対する給与

**Q**：取締役がコロナで亡くなりましたので、新しい取締役が就任しました。事前届出確定給与の届出をすることはできますか？

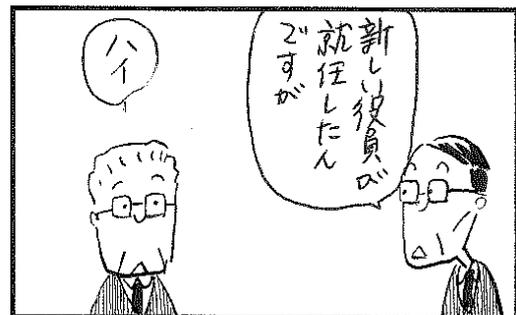
**A**：臨時株主総会等で決議をした日から1ヶ月を経過する日までに届出をすれば、認められます。

### 【解説】

法人税では、役員に対して、定期同額給与以外の給与を支給しようとする場合には、事前に支給する額を税務署に届け出なければ損金に算入することができないこととなっています。

この制度を「事前確定届出給与」といいますが、この事前確定届出給与は、役員の職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更など臨時改定事由があった場合において届出書の出し直しができることとなっています。

ところで、お尋ねのように、役員が期中に就任することが、この臨時改定事由に該当するかどうかですが、これについては、役員の就任も職制上の地位や職務内容について重要な変更があったものとなり、臨時改定事由にあたるとの見解が出されていますので、期中に役員に就任した者に対して、事前確定届出給与を支給する場合には、臨時総会等で決議をした日から1ヶ月を経過する日までにその役員に対する届出書を提出するとともに、その届出どおりの給与を支給すれば、損金算入することが認められることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】